

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 登録検査

### 改正対象

事業所承認規則  
鋼船規則 A 編, B 編, C 編, U 編, CSR-B&T 編, D 編, GF 編, M 編, N 編, S 編,  
I 編及び P 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
安全設備規則  
無線設備規則  
居住衛生設備規則  
船体防汚システム規則  
バラスト水管理設備規則  
冷蔵設備規則  
揚貨設備規則  
潜水装置規則  
自動化設備規則  
船橋設備規則  
機関予防保全設備規則  
総合火災制御設備規則  
船体監視システム規則  
荷役集中監視制御設備規則  
高速船規則  
強化プラスチック船規則  
鋼船規則検査要領 B 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, N 編及び R 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
安全設備規則検査要領  
無線設備規則検査要領  
船体防汚システム規則検査要領  
バラスト水管理設備規則検査要領  
揚貨設備規則検査要領  
自動化設備規則検査要領  
高速船規則検査要領  
強化プラスチック船規則検査要領  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正理由

本会の鋼船の登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章は, 本会の独自規定, 国内規定,

IMO や IACS 等の規定が混在しており、複雑な構成であった。加えて、登録検査に関する規定が検査要領、他章及び他規則に分散して規定されており、必要な検査要件全体を把握することが難しくなっていた。

上記状況を鑑みて、登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章の構成等を見直し、関連の規定を整理した。なお、本改正案は現行登録検査の規定を整理したものであり、規則、図面審査や検査等の要件の変更はしていない。

このため、上記改正事項の関連規定を改める。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 検査要領、他章及び他規則等における関連規定を可能な限り鋼船規則 B 編 2 章に集約した。
- (2) 提出図面や検査項目を表形式にまとめた。
- (3) IMO や IACS 等の規定を改正案上で明確化を行った。
- (4) 鋼船規則 B 編 2 章の構成や文言に合わせた修正及び見直しの結果による修正等を行った。

## 施行及び適用

- (1) 改正内容(1) (鋼船規則 B 編 2.1, 10.2, 12.2, 14.2, 15.2, 附属書 2.3.2, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2.1, 安全設備規則 2.1, 無線設備規則 2.4, 居住衛生設備規則 2.1, 船体防汚システム規則 2.2, バラスト水管理設備規則 2.1, 冷蔵設備規則 2.2.1, 揚貨設備規則 2.3, 潜水装置規則 2.2, 自動化設備規則 2.2, 船橋設備規則 2.2, 機関予防保全設備規則 2.2, 総合火災制御設備規則 2.2, 船体監視システム規則 2.2, 荷役集中監視制御設備規則 2.2, 高速船規則 2.1, 強化プラスチック船規則 2.2 並びに関連検査要領)  
2025 年 7 月 1 日以降に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用
- (2) 改正内容(1)以外  
2025 年 7 月 1 日から適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DX24-06

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 非破壊試験事業所

### 改正対象

鋼船規則 M 編  
鋼船規則検査要領 M 編  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

### 改正理由

鋼船規則 M 編 7 章には、IACS 統一規則 W35 に規定される要件を取入れ、非破壊試験事業所に対し所定の品質を確保する上で必要な要件のうち、船級の確認を要する事項を規定している。現行の要件の適用対象は、新造船の製造者の品質管理から独立している子会社又は協力会社を対象としていたが、IACS での議論の結果、同様の品質の確認は、新造船の製造における非破壊試験の実施者全般を対象とする必要がある旨合意され、適用を拡大する改正が行われた。

また、各非破壊試験事業所に対し配置が要求される監督者に必要な資格に関し、非破壊試験資格に関する社内認証制度の適用等、業界における一般的な取扱いの採用に関する要望を受け、監督者が満たすべき条件を改める等、各船級のこれまでの運用を反映する改正を行い、IACS 統一規則 W35 (Rev.1)を採択した。

このため、IACS 統一規則 W35 (Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- 非破壊試験事業所の品質に関する要件を規定する M 編 7 章への適合の確認が必要な対象を改める。
- 管理品質の一環として配置が要求される監督者が満たすべき条件を改める。
- 監督者の責任の所在に関する要件を改める。

### 施行及び適用

2025年1月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024 年 12 月 26 日 一部改正  
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議  
2024 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

## 鋼船規則 C 編関連（2024 年改正 1）

### 改正対象

鋼船規則 A 編及び C 編

### 改正理由

関連業界より規則の明確化や改善要望等に関するフィードバックが寄せられた。  
今般、関連業界からのコメントに基づいて、関連規定を改める。

### 改正内容

- (1) Notation “*HELIDK*” を付記する甲板を明確化するとともに、ヘリコプタ荷重を受ける部材の評価対象を明確化する。
- (2) 2028 年 1 月 1 日前に建造契約が行われる船の長さ  $L_c$  が 200 m 未満の船舶の船体構造要件は旧 C 編を適用して差し支えない旨規定する。
- (3) 居住若しくは航海業務に充当する区域の閉囲された甲板に作用する荷重を明記するとともに、最小板厚要件を規定する。
- (4) ロンジ端部結合部の疲労強度評価のクライテリアを改める。
- (5) コンテナ船に対する隔壁貫通部のロンジ端部結合部の疲労強度評価において相対変位影響の簡易的な評価法を規定する。
- (6) スチールコイル荷重及び強度評価に対して、多段積みに対応するよう要件を改める。
- (7) 自動車運搬船及びロールオン・ロールオフ船の最小板厚に対する要件の適用を明確化する。
- (8) 定義の明確化及び表記ゆれの修正

### 施行及び適用

- (4), (5)及び(6)以外の改正： 2024 年 12 月 26 日から施行  
(4), (5)及び(6)： 2025 年 6 月 26 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。ただし、申出により先取りで適用可。

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DH24-04

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 鑄鍛鋼品の材料

### 改正対象

鋼船規則 D 編, K 編及び M 編  
鋼船規則検査要領 D 編及び K 編

### 改正理由

IACS 統一規則 W7 及び W8 は, 船体構造及び機関等に用いられる鍛鋼品 (W7) 及び鑄鋼品 (W8) の機械特性及び試験方法等に関する要件を規定しており, 本会は当該要件を既に本会規則に取入れている。

このうち鑄鍛鋼品の化学成分に係わる要件について, 炭素鋼又は合金鋼並びに溶接構造に用いるか否か等の違いに基づく化学成分値の取扱いが不明確となっている。また, 鍛鋼品については, 鍛錬成形に関わる要件の取扱いが一部不明確となっている。

このため, 当該取扱いの明確化及び鑄鍛鋼品等に係わる要件を実状に即したものとすべく, 関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 軸に使用する材料の規格最低引張強さの値について, 鋼船規則 K 編の規定との対応を明確化する。
- (2) 機械構造用を対象としている圧延棒鋼の要件について, 船体構造用圧延棒鋼も含めることとし, 鍛鋼品と同様に衝撃試験の実施も追加する。
- (3) 鑄鋼品の化学成分の規定値について, 溶接構造に用いる鑄鋼品と溶接構造に用いない鑄鋼品とに分類して明確化する。
- (4) 鍛鋼品の鍛錬成形の要件について, 統一規則 W7 の規定に基づき明確化する。
- (5) 鍛鋼品の化学成分の規定値について, 機関に使用される鍛鋼品と船体構造に使用される鍛鋼品とに分類し, かつ溶接を行う又は行わない鍛鋼品に分類して明確化する。
- (6) 溶接性を考慮した船体構造に用いる鑄鍛鋼品の溶接施工方法及びその施工要領の承認における衝撃試験の省略に関わる規定を削る。

### 施行及び適用

- (1) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
- (2) 船舶の所有者からの申出により先取り適用可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は, その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-10

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 9%ニッケル鋼の溶接施工方法承認試験

### 改正対象

鋼船規則 M 編

### 改正理由

鋼船規則 M 編 4 章に規定する溶接施工法承認試験に関する要件には、9%ニッケル鋼の溶接継手に対し、アンダーマッチ継手（溶接金属強度が母材強度より低い継手）となることを考慮し、溶接金属の強度を基準に引張試験の規格値を規定している。

現行の要件では、当該試験の評価基準として一律の値を規定していたが、実際のタンク設計においては、溶接金属強度を基準値として採用されていること、溶接技術の進歩により品質が改善されていることを踏まえ、使用する溶接材料の種類に応じた引張試験の規格値を規定することとした。

このため、溶接施工法承認試験における引張試験の規格値について、関連規定を改める。

併せて業界からの要望に基づき、鋼管の溶接施工方法承認試験に関する要件の一部を明確化する。

### 改正内容

- 9%ニッケル鋼溶接継手の引張試験において、使用する溶接材料に応じた規格値を規定する。
- 管の溶接施工方法承認試験における溶接姿勢の承認範囲に関し、回転管の姿勢を省略できる条件を明確化する。

### 施行及び適用

- 鋼船規則 M 編 4 章 4.1.4-2.  
2024年12月26日から施行
- 鋼船規則 M 編 4 章表 M4.7  
2024年12月26日以降に申込のあった試験に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DH24-01

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## ガスバックングに関する溶接士技量資格区分

### 改正対象

鋼船規則 M 編

### 改正理由

鋼船規則 M 編 5 章に規定する溶接士及びその技量試験における板材の継手の資格区分は、IACS 統一規則 W32 及び関連する ISO 規格を参考に、裏当て有り及び無し  
の 2 区分を規定している。

一方で、ステンレス鋼等の接施工においては、裏波ビードの酸化防止を主な目的として、ガスバックングによる溶接施工が一般的である。

このため、板材に対するガスバックングの資格区分を規定すべく、関連規定を改める。

なお、M 編 4 章に規定する溶接施工方法及びその施工要領についても、同編 5 章との整合を図り、ガスバックングによる溶接施工を行う場合の承認範囲に関する要件を改める。

### 改正内容

溶接士及びその技量試験並びに溶接施工方法及びその施工要領に関する要件において、板材に対するガスバックングによる溶接施工の取り扱いを改める。

### 施行及び適用

2024年12月26日以降に申込みのあった試験に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議

## 高マンガンオーステナイト鋼に対する製造方法の承認及び出荷時の検査

### 改正対象

鋼船規則検査要領 K 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正理由

2022年11月に開催された第106回海上安全委員会（MSC 106）において、IGFコード及びIGCコードに高マンガンオーステナイト鋼に関する要件を取入れる改正が決議 MSC 523(106)及び決議 524(106)として採択された。当該鋼材はニッケル鋼と同等のタンク用材料として期待される鋼材であり、当該決議の発効日である2026年1月1日以降、条約上で使用が認められることとなる。

高マンガンオーステナイト鋼の諸特性及びそれらを確認するための承認試験や出荷時の試験要件については、上記の決議より参照される MSC.1/Circ.1599/Rev.2 に規定されている。IACS では、これらの決議に基づく運用を見据え、十分な適用実績のある船体用圧延鋼材に関連する IACS 統一規則 W11 等を参考に、より具体的な取扱いを規定した IACS 勧告 No.169 を開発し、2021年9月に採択している。

本会では、これらの条約改正を受けて IGF コード及び IGC コードを取入れている鋼船規則 GF 編及び N 編の改正を予定しているが、条約発効時点において各試験申込みに対応できるよう、IACS 勧告 No.169 に基づき、鋼材の承認試験及び出荷時の一般的な試験要件について規定する鋼船規則 K 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領を改め、関連する要件を先行して整備することとした。

このため、IACS 勧告 No.169 を参考に、関連規定を改める。

### 改正内容

高マンガンオーステナイト鋼の製造方法の承認及び出荷時の検査に関する要件を規定する。

### 施行及び適用

- (1) 鋼船規則検査要領 K 編  
2024年12月26日以降に検査申込みのあった鋼板に適用  
ただし、申出により前倒しで適用可
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領  
2024年12月26日以降に承認申込みのあった鋼板に適用  
ただし、申出により前倒しで適用可

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 重要な用途に必要な圧縮空気

### 改正対象

鋼船規則 D 編  
鋼船規則検査要領 D 編

### 改正理由

IACS では、主機の始動用空気タンクの容量や補機の始動等の主機以外の用途で使用する場合を含む始動装置に関する要件をまとめた IACS 統一規則 M61 を制定しており、本会は当該統一規則を既に関連規則に取り入れている。

近年、原動機の始動以外での圧縮空気の船上利用が増加傾向にある。また、そのために専用の空気圧縮機を用いる場合であっても原動機の始動用空気タンクからバックアップの配管を設けることがあり、圧縮空気管装置に不具合が生じた際等に始動用空気タンクの本来の用途のための圧縮空気量の確保に危惧が生じている。このため、原動機の始動以外の重要な用途に使用する圧縮空気に関する規定として、新たに IACS 統一規則 M84 を 2024 年 2 月に採択し、併せて IACS 統一規則 M61 の関連部分を Rev.3 として一部改正した。

このため、IACS 統一規則 M84 及び M61(Rev.3)に基づき関連規定を改める。

### 改正内容

原動機の始動用圧縮空気以外の船上における重要な用途に必要な圧縮空気に関する要件を新たに規定する。

### 施行及び適用

2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 機関の遠隔制御及び自動制御

### 改正対象

鋼船規則 D 編  
自動化設備規則  
鋼船規則検査要領 D 編

### 改正理由

遠隔制御装置は、機関室を無人化するために必要な装置であるが、機関室が有人である船舶にも設置される。IACS 統一規則 M47 は、非 M0 船における船橋からの主機の遠隔制御装置に対する安全要件が規定されている。また、IACS 統一規則 M43 には、M0 船における船橋からの主機の遠隔制御装置に対する安全要件が規定されている。IACS において、それらの IACS 統一規則の見直しにより、要件が統合され、M0 を問わない船橋からの主機の遠隔制御装置の要件として整理された、IACS 統一規則 M43(Rev.1)が 2024 年 2 月に採択された。

一方で、本会規則において、機関の遠隔制御や自動制御に関する制御システム、安全システム及び警報システムの要件は、機器自身の種類や性質によって適用の要否が不明確であった。このため、IACS 統一規則 M43(Rev.1)が採択されたことを機会に、機関室の有人及び無人の状況に加えて、遠隔制御や自動制御に関わる要件の見直しを実施した。

このため、IACS 統一規則 M43(Rev.1)に基づき、また、機関の遠隔制御や自動制御に関する制御システム等の規定適用に関し、関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) IACS 統一規則 M43(Rev.1)に伴って、M0 船かを問わず主機の遠隔制御装置に関する要件を見直す。
- (2) 次の遠隔制御や自動制御に関わる要件を見直す。
  - (a) 非常用発電機エンジンの過速度防止装置に対するオーバーライドは、220 kW 未満も不要であることを明確化する。
  - (b) 熱媒油設備やボイラのバーナー用の燃料の温度低下警報は、燃料の温度(粘度)制御が行われる場合のみ適用する。
  - (c) 空気圧縮機の潤滑油圧力低下の要件は、潤滑油ポンプが装備される場合にのみ適用する。
  - (d) 非 M0 船において、船橋に遠隔制御に必要な警報装置(潤滑油圧力低下等)を設ける規定を削除する。

## 施行及び適用

(1) 上記改正内容(1)

2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(ただし、船舶の所有者からの申出により先取りで適用可。)

(2) 上記改正内容(2)

2024年12月26日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた  
アスタリスク (\*) は、その規則に対応する  
要領があることを示しております。

ID: DD24-07

2024 年 12 月 26 日 一部改正  
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議

## 管装置の熱応力解析

### 改正対象

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

### 改正理由

IGF コード（ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則）7 章では、高圧燃料管装置又は設計温度が $-110^{\circ}\text{C}$ 以下の燃料管装置に対する熱応力解析の実施を規定している。また、IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）5 章でも、プロダクト用及びプロセス用管装置に対する熱応力解析の実施を同様に規定している。

これらの規定については、本会鋼船規則 GF 編及び N 編に既に取り入れており、また、関連検査要領においては、当該熱応力解析で考慮すべき計算条件等を記載している。

このため、当該熱応力解析における本会での十分な審査実績に基づき、追加で考慮すべき事項を明確化すべく、関連規定を改める。

### 改正内容

鋼船規則検査要領 N 編 N5.11.5 及び GF 編 GF7.3.4 に、管装置の熱応力解析の計算条件及び評価項目として考慮すべき事項を追記する。

### 施行及び適用

2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

ID: DD23-09

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 可変ピッチプロペラの操縦性能

### 改正対象

鋼船規則 B 編及び D 編  
高速船規則

### 改正理由

IACS Machinery Panel において、可変ピッチプロペラを含めた主推進装置の後進性能に関する IACS 統一規則 M25 の見直しを検討している中で、可変ピッチプロペラの操縦性能を検証するための要件の必要性が確認され、本件に関する統一規則が検討された。

その結果、可変ピッチプロペラの操縦性能に関する試験要件が纏められ、2023 年 10 月に IACS 統一規則 M83 として採択した。

このため、IACS 統一規則 M83 に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

IACS 統一規則 M83 に基づき、主推進に用いる可変ピッチプロペラの制御システムの操縦性能に関わる試験要件を規定する。

### 施行及び適用

- (1) 鋼船規則 B 編及び高速船規則  
次のいずれかに該当する船舶に適用
  - (a) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用
  - (b) 2025 年 1 月 1 日以降に IACS 統一規則 Z18 に基づく後進試験が行われる船舶
- (2) 鋼船規則 D 編  
2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-16

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## ガス燃料機関の IACS 統一規則

### 改正対象

鋼船規則 B 編, D 編, GF 編及び N 編  
鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編  
自動化設備規則検査要領  
高速船規則検査要領  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正理由

IACS は、低圧ガス燃料を使用するトランクピストン型機関に対する要件を規定した IACS 統一規則 M78 を 2018 年に採択し、本会は鋼船規則 GF 編及び N 編に当該要件を取入れている。

また高圧ガス燃料を使用する機関については、IACS 統一規則 M59 が 1996 年に採択されていたが、2016 年に発効した改正 IGC コード（決議 MSC.370(93)）の要件と一部が整合しなくなったことから、2019 年に同統一規則を廃止した。このため、高圧ガス燃料を使用する機関の審査については、1995 年に制定した本会独自の要件に加えて低圧ガス燃料の要件を一部準用して行ってきた。

その後 IACS では、IACS 統一規則 M78 を高圧ガス燃料を使用する機関及びクロスヘッド型機関にも適用できるようにすべく改正の検討を行い、2024 年 1 月に IACS 統一規則 M78(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一規則 M78(Rev.2)に基づき関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) 鋼船規則 GF 編附属書 1.1.3-3.「低圧ガス燃料機関」及び鋼船規則 N 編附属書 16.1.1-3.「低圧ガス燃料機関」のタイトルを「ガス燃料機関」とし、2ストローク機関及び高圧ガス燃料機関に関する要件を加える。
- (2) ガス燃料を移送する管や管取付け物に対する試験要件を加える。
- (3) 鋼船規則 GF 編附属書 1.1.3-2.「高圧ガス燃料機関」及び鋼船規則 N 編附属書 16.1.1-2.「高圧ガス燃料機関」を削除する。

### 施行及び適用

次のいずれかに該当するガス燃料機関に適用

- (1) 2025 年 1 月 1 日以降に使用承認申込みのあったガス燃料機関
- (2) 2025 年 1 月 1 日以降に使用承認の更新の申込みのあったガス燃料機関

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-12

2024 年 12 月 26 日 一部改正  
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議

## 固定式炭酸ガス消火装置の予備品

### 改正対象

鋼船規則検査要領 R 編

### 改正理由

船舶の機関室、貨物区域等に要求される固定式消火装置の 1 つとして、固定式炭酸ガス消火装置が SOLAS 条約にて規定されている。さらに、火災安全設備コード (FSS Code) 6 章において、固定式炭酸ガス消火装置の性能要件が規定されており、当該装置の予備品を備えることが要求されている。本会はこれらを規則に取り入れており、備えるべき予備品の要件を鋼船規則検査要領 R 編に規定している。

鋼船規則検査要領 R 編に規定する予備品の要件は 1985 年以來見直しがされていなかったため、予備品に関する要件の見直しを実施した。

このため、見直しに基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

固定式炭酸ガス消火装置の予備品に関する要件を改める。

### 施行及び適用

2024 年 12 月 26 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 簡易型船舶自動識別装置

### 改正対象

安全設備規則  
安全設備規則検査要領

### 改正理由

2022年4月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて国土交通省にて実施された検討の結果、小型船舶の航海設備や無線設備に関する要件を一部強化するため、船舶設備規程及び船舶検査心得が2024年4月に改正された。

このため、当該改正に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から2時間以内で往復できる区域等のみを航行する総トン数500トン未満の船舶のうち、人の運送をする事業の用に供するものであって、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（Float Free Satellite EPIRB）及び船舶自動識別装置（AIS）を備えない船舶には、簡易型船舶自動識別装置（簡易型 AIS）を備えるよう規定する。

### 施行及び適用

2025年4月1日から施行。

ただし、2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶については、主要な変更もしくは改造を行うか、又は最初の定期検査までの期間は適用しない。

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(\*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 曳航及び係留設備の要件の明確化

### 改正対象

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編  
鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び CS 編

### 改正理由

IACS は, 2016 年に曳航及び係留のための設備に関する IACS 統一規則 A1, A2 及び IACS 勧告 No.10 の全面見直しを実施しており, 本会は既にこれらの改正を含む最新規定を本会規則に取入れている。

一方, IMO は安全な係船のための係留設備の設計並びに適切な係留設備及び取り付け物の選定に関するガイドライン (MSC.1/Circ.1619) 並びに索を含む係留設備の点検及び保守のためのガイドライン (MSC.1/Circ.1620) を発行した。本会は, これらのガイドラインについても, 既に本会規則に取入れている。また, 国内法令では, MSC.1/Circ.1619 の内容は国際航海に従事するか否かに関わらず, 総トン数 3,000 トン以上の日本籍船舶に適用されている。

このため, 曳航及び係留設備に関する本会規則要件をより明確にすべく, 関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶設備規程第 127 条の 2 に基づき, 国際航海に従事しない総トン数 3,000 トン以上の日本籍船舶に対して, 曳航及び係留のための設備についての MSC.1/Circ.1619 に基づく関連要件が適用される旨, 規定する。
- (2) MSC.1/Circ.1620 に基づき作成され, 2024 年 1 月 1 日から備え付けが要求されている, 係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書について, 係船索の交換時における索の選定に関する要件を明示する。
- (3) 当該管理計画書の備え付けが要求される対象が, 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶であることを明示する。
- (4) IACS 勧告 No.10 (Rev.5) に基づき, 係船索又は引綱として用いる繊維ロープの径及び設計切断荷重に関する要件を削る。

### 施行及び適用

- (1) 改正内容(1) (鋼船規則 C 編 1 編附属書 1.1 An1.3.1-7.及び C 編 1 編 14.4.1.4-4.並びに鋼船規則 CS 編 23.2.9 及び鋼船規則検査要領 CS 編 CS1.1.1-4.)  
次のいずれかに該当する船舶に適用
  - (a) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

- (b) 2024 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶（建造契約がない場合）
  - (c) 2027 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶  
（全面改正される前の C 編適用船にも適用）
- (2) 改正内容(1)以外  
2024 年 12 月 26 日から施行  
（全面改正される前の C 編適用船にも適用）

ID: DX24-08

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 管の適用，分類，試験等

### 改正対象

鋼船規則 D 編  
鋼船規則検査要領 D 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正理由

1981年に制定された IACS 統一規則 P2 には，管の設計，構造及び試験要件を規定しており，本会は当該統一規則を既に本会規則に取り入れているが，要件の明確化及び業界要望の反映を目的とした総合的な見直しが実施された。加えて，メカニカルジョイントの要件についても再度見直しを実施した。その結果，2023年10月に IACS 統一規則 P2.1(Rev.3)，P2.2(Rev.5)，P2.7.3(Rev.3)，P2.7.4(Rev.11)，P2.9(Rev.3)及び P2.11(Rev.6)として採択した。

このため，IACS 統一規則 P2.1(Rev.3)，P2.2(Rev.5)，P2.7.3(Rev.3)，P2.7.4(Rev.11)，P2.9(Rev.3)及び P2.11(Rev.6)に基づき，関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 管の分類を示す鋼船規則 D 編 12 章表 D12.1 において，流体の種類として，選択式触媒還元脱硝装置用の尿素を明記する。
- (2) メカニカルジョイントの承認試験のうちの 1 つである衝撃圧力試験について，1 類管及び 2 類管については必須，3 類管についてはウォーターハンマ以外の圧力振動が予想される場合に要求される旨を明記する。
- (3) 可燃性流体に用いられる管における計装用の小径管について，ねじ込み式管継手を使用することができるのは外径 25 mm 以下の場合に限る旨を明記する。

### 施行及び適用

- (1) 鋼船規則 D 編 12.1.1，12.1.3，21.2.1  
2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用
- (2) 鋼船規則 D 編 12.3.3，表 D12.9 及び船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編表 6.9-1.  
次のいずれかに該当するメカニカルジョイントに適用
  - (a) 2025年1月1日以降に使用承認の申込みのあったメカニカルジョイント
  - (b) 2025年1月1日以降に使用承認の更新の申込みのあったメカニカルジョイント

- (3) 鋼船規則 D 編 12.4.2 及び鋼船規則検査要領 D 編 D12.4.2  
2025 年 1 月 1 日以降に承認申込みのあったねじ込み式管継手に適用
- (4) 鋼船規則 D 編 12.6.2, 13.17.2, 14.6.2  
2025 年 1 月 1 日から施行
- (5) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 6.9.1  
2025 年 1 月 1 日以降に次のいずれかに該当するプラスチック管装置に適用
  - (a) 2023 年 7 月 1 日以降に使用承認の申込みのあったプラスチック管装置
  - (b) 2023 年 7 月 1 日以降に使用承認の更新の申込みのあったプラスチック管装置
  - (c) 2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるプラスチック管装置

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024 年 12 月 26 日 一部改正  
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議

## 貨物油管及びバラスト管のフランジ継手及び曲がり管

### 改正対象

鋼船規則検査要領 D 編

### 改正理由

IACS 統一規則 F15 では、MARPOL 条約附属書 I 第 19.3.6 規則で認められるバラストタンク内への貨物管の配置及び貨物タンク内へのバラスト管の配置に関する要件を規定しており、本会は当該要件を関連規則に取入れている。

この程、IACS では、当該統一規則で使用される用語の明確化を行い、IACS 統一規則 F15(Rev.7)を 2023 年 9 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 F15(Rev.7)に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

鋼船規則 D 編 14 章に規定する「漏洩のおそれのないフランジ継手」及び「曲がり管」の定義を追加する。

### 施行及び適用

2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議

## ガス圧縮機及びポンプの試験等

### 改正対象

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

### 改正理由

IACS 統一規則 G3 には、液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に関する要件が規定されており、本会は当該要件を関連規則に取入れている。

当該統一規則において、IGC コードが適用される貨物ポンプは、タイプテスト及び製品検査を実施する旨規定されているが、貨物ガス圧縮機に対しては同様のテスト及び検査は規定されていない。IACS では、再液化装置の圧縮機が悪天候で故障する事例が確認されていることを鑑み、貨物ガス圧縮機にも貨物ポンプと同様のタイプテスト及び製品検査を実施するよう新たに規定し、IACS 統一規則 G3(Rev.8)を2023年10月に採択した。

今般、IACS 統一規則 G3(Rev.8)に基づき、関連規定を改める。併せて、鋼船規則検査要領 N 編及び GF 編附属書 1 の一部要件見直しを行い、関連規定を改める。

### 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) IGC コードが適用されるガス圧縮機の試験・検査要件として、タイプテストの実施を規定し、製品検査の要件を見直す。
- (2) IGC コードが適用されるポンプのタイプテスト及び製品検査の要件を見直す。
- (3) 上記(1)及び(2)の改正に準じて、IGF コードが適用されるガス圧縮機及びポンプの要件を改める。
- (4) 鋼船規則検査要領 N 編及び GF 編附属書 1 において、実情に沿った内容とすべく、関連規定の見直しを行う。

### 施行及び適用予定

- (1) 上記改正内容(1)(2)(3)  
次のいずれかに適用。
  - (a) 2025年1月1日以降にタイプテストの申込みのあったポンプ又はガス圧縮機
  - (b) 2025年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるポンプ又はガス圧縮機
- (2) 上記改正内容(4)  
2024年12月26日から施行

ID: DD24-08

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 丸窓及び角窓

### 改正対象

鋼船規則 L 編

### 改正理由

鋼船規則 L 編 7 章及び 8 章には、丸窓及び角窓に関する要件を規定しており、それらの構成部品である窓枠、ガラス枠、ガラス押え枠等に鋼材又は鉄材を用いる場合には、亜鉛めっきによる防食処置を施す旨規定している。

昨今では、亜鉛めっき処置のみではなく、塗装等により同等の防食性能を付与することが可能であることから、塗装仕上げによる窓も流通している。

このため、塗装仕上げによる製品の使用を認めることができるよう関連規定を改める。

### 改正内容

鋼材又は鉄材を使用する場合、現行規定に規定する亜鉛めっきによる処置に加え、塗装等による方法を認める旨規定する。

### 施行及び適用

2024年12月26日から施行

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認

### 改正対象

バラスト水管理設備規則

### 改正理由

バラスト水管理コード 4.10 において、有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書において最新の較正検査の日付が記載されることとなっている。

また、BWM.2/Circ.66 及びその改正はバラスト水管理条約の検査及び証書に関する統一解釈を規定している。

IMO 第79回海洋環境保護委員会（MEPC 79）において、HSSC コード(BA) 1.2.1.21 では年次検査で較正確認が要求されていることから、バラスト水管理コード 4.10 においても同様の取り扱いとするための統一解釈を追加する BWM.2/Circ.66/Rev.4 が承認された。

このため、BWM.2/Circ.66/Rev.4 に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

2 編 3 章の改正により、バラスト水管理設備の年次/中間/定期検査時に有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書の有効性の確認を要求する。

### 施行及び適用

2024年12月26日から施行

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 水バラスト記録簿の書式

### 改正対象

バラスト水管理設備規則

### 改正理由

2021年6月のIMO第76回海洋環境保護委員会（MEPC 76）において、業界内で水バラスト記録簿の記載における解釈があいまいであり船員の混乱を招いていることから、水バラスト記録簿の書式改正が提案された。

2023年7月のIMO第80回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、バラスト水管理条約の附属書B-2規則付録IIにおける水バラスト記録簿の書式改正（決議MEPC.369(80)）が採択された。また、2024年4月26日付国総海第15号により、これを担保するための国土交通省の所管する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令が改正された。

このため、決議MEPC.369(80)及び国内法令の改正に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

バラスト水管理設備規則において、記録の対象となる操作手順及び各操作における記録項目を明確化する。

### 施行及び適用

2025年2月1日から施行

ID: DX24-04

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 遠隔検査の取扱い

### 改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
安全設備規則  
無線設備規則  
居住衛生設備規則  
バラスト水管理設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
安全設備規則検査要領  
無線設備規則検査要領  
居住衛生設備規則検査要領  
バラスト水管理設備規則検査要領

### 改正理由

IMO 第33回総会において、2023年12月31日までに改正されたIMOの条約等を考慮した「検査と証書の調和システム（HSSC）に基づく検査ガイドライン」の改正が、決議A.1186(33)として採択された。これにより、条約検査における遠隔検査の方法の取扱いが新たに追加された。

本会規則では、船級検査における遠隔検査の取扱いについては2022年12月に明確化した。条約検査に相当する設備の検査における遠隔検査の取扱いについては、IMOにおける議論を待つべく、明確化を見送っていた。

このため、決議A.1186(33)に基づき、関連規定を明確化する。

### 改正内容

条約検査に相当する設備の検査に対する遠隔検査実施の条件に、上述のガイドラインに従って主管庁が適当と認める方法であることを加える。

### 施行及び適用

2025年1月1日以降に申込みのあった検査に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(\*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2024年12月26日 一部改正  
2024年1月30日 技術委員会 審議

## MARPOL 条約附属書VIの統一解釈（燃料油供給証明書の電子データ）

### 改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

### 改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則において、燃料油供給業者が発行する硫黄含有量等の情報を含む燃料油供給証明書（BDN）に関する記載の詳細は付録Vの記載に準ずる等の規定がされており、本会は、当該要件を関連規則に取入れている。

近年、船舶の証書等に関し電子書式が認められている中、2023年7月に開催されたIMO第80回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、PSC等での利便性を考慮して燃料油供給証明書についても、ハードコピーに加えて電子書式を認める統一解釈が合意され、MEPC.1/Circ.795/Rev.8として採択された。

今般、MEPC.1/Circ.795/Rev.8に基づいて、関連規定を改める。

### 改正内容

燃料油供給証明書の編集、改ざん、変更について保護され、追跡番号、QRコード等による認証が可能である場合、燃料油供給証明書をハードコピーに加えて電子書式も認められる旨を追記する。

### 施行及び適用

2025年1月1日から施行